



特集

柔軟性のある権利制限規定について …… 2

～法制・基本問題小委員会が中間まとめを公表～

CPRA ニュース

VOL. 84

APR. 2017

CONTENTS

MOVEMENT …… 6

ACTION …… 7

COLUMN/ESSAY …… 8

柔軟性のある権利制限規定について

Fujiwara Hiroshi

芸団協CPRA顧問弁護士 **藤原 浩**

平成20年以降、繰り返し議論されてきた権利制限規定の問題であるが、「権利制限の一般規定(日本版フェアユース規定)」から「柔軟性のある権利制限規定」と姿を変え、平成27年10月より、その導入の是非について、文化審議会著作権分科会の法制・基本問題小委員会で検討されてきた。そして、本年2月、同委員会より、柔軟性のある権利制限規定の在り方について、中間まとめが公表された。

これまで我が国の著作権法の権利制限規定は、個別具体的に規定されており、その特徴は「明確性」にあった。多くの権利制限規定では、どのような場合に権利侵害に該当しないのかを個別具体的に定めてきたことから、利用者としては事前に利用行為が適法であるかどうかを明確に判断することができた。ところが、「柔軟性」のある権利制限規定では、その適用される要件が抽象的、規範的になることから、利用者としては自分の行為が適法となるかどうかを明確に判断することは困難となる。つまり、「柔軟性」のある規定では、

「明確性」が否定され、その適用範囲があいまいになるということでもある。

中間まとめでは、上場企業などの利用者からのアンケート調査の結果が報告されている。ここで興味深いのは、利用者の大半が権利制限規定について「明確性」の点を重視しており、「柔軟性」のある規定を評価したのは2割弱に過ぎないという点である。新たな時代のニーズに対応するためとして、柔軟性のある権利制限規定の導入が検討されてきたのであるが、産業界としても、適用範囲があいまいな「柔軟性」より、適法性の判断が容易となる「明確性」のある規定の方が望ましいと考えているようである。

問題の権利制限規定の在り方であるが、中間まとめでは、明確性と柔軟性の適切なバランスを備えた複数の組合せによる「多層的」な対応を行うことが適当であるとし、権利者に及び得る不利益の度合い等に応じた3つの「層」に分類して、それぞれ適切な権利制限規定を整備すべきと指摘している。

著作物の本来の利用には該当せず、権

利者の利益を通常害さないと評価できる行為類型を第1層、本来の利用には該当せず、権利者に及び得る不利益が軽微な行為類型を第2層、公益的政策実現のために著作物の利用の促進が期待される行為類型を第3層としている(詳しくは別稿参照)。

このうち、著作物の本来の利用に該当しない第1層、第2層の行為類型については、権利者の不利益はあまり想定されないので、「柔軟性」のある権利制限規定の導入は許されるというのが今回の一応の結論のようである。

ただ、本来の利用でなければ、権利者の利益とは無関係であると簡単に言い切れるのかは相当に疑問である。また、利用者も「柔軟性」のある規定の導入をあまり望んでいないことも事実である。果たして本当に柔軟性のある権利制限規定の導入が必要とされているのであろうか。多くの疑問が払拭されないままであるが、今後は「柔軟性」のある権利制限規定の導入に向けて動き出すようである。将来に大きな禍根を残さぬよう、実演家としても事態を注視していく必要がある。

柔軟性のある権利制限規定について

～法制・基本問題小委員会が中間まとめを公表～

2017年2月、文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会は中間まとめを公表し、意見募集が実施された。これに対し、芸団協CPRAは、「柔軟性のある権利制限規定」の整備の在り方について意見を提出した。本稿では中間まとめのポイントを紹介するとともに、芸団協CPRAの考えを示す。

中間まとめでは、権利制限規定の問題がくり返し議論されてきた背景に(図1)、著作物の利用実態が急速に変わりを考慮に入れた制度設計が十分に行われてこなかった面があったとした。その上で、まずは広く国民が有する現在又は将来の著作物利用のニーズを把握し、制度が実際に社会に及ぼし得る効果と影響等について多面的な検討を行った上で、我が国に最も望ましいと考えられる「柔軟性のある権利制限規定」の在り方について検討を行った。

検討の経過

ニーズ募集と整理

2015年7月、文化庁が実施したニーズ募集に対し、112件の要望が寄せられた。法制・基本問題小委員会の下に設置された「新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム(以下「WT」という)」では、これらのニーズのうち、「所在検索サービス」、「情報分析サービス」、「バックエンドでの複製」、「翻訳サービス」、「リバース・エンジニアリング」、「その他CPS関係サービス」の6つについて優先的に検討を進めることとした。

権利制限規定の柔軟性が及ぼす効果と影響等に関する考察

課題の実際的な解決につながり、かつ社会厚生全体を増大させる制度整備には、著作権法理論を踏まえた検討はもちろん、権利制限の柔軟性を高めることで、各ステークホルダーに生じる効果や影響についても総合的な考察を

図1 権利制限規定の見直しを巡る経緯

2009.6	知的財産推進計画2009 「著作権法における権利者の利益を不当に害しない一定の範囲内で公正な利用を包括的に許容し得る権利制限の一般規定(日本版フェアユース規定)の導入に向け、ベルヌ条約等の規定を踏まえ、規定振り等について検討を行い、2009年度中に結論を得て、早急に措置を講ずる。」
2011.1	文化審議会著作権分科会報告書 以下三類型の著作物の利用について、一定要件の下、権利制限の一般規定による権利制限の対象とすることが適当 A: 著作物の付随的な利用 B: 適法利用の過程における著作物の利用 C: 著作物の表現を享受しない利用
2012.6	著作権法改正 ●付随対象著作物の利用(第30条の2) 例) 写真撮影等において本来の対象以外の著作物が付随して対象となる、いわゆる「写り込み」 ●検討の過程における利用(第30条の3) 例) 許諾前の資料の作成 ●技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用(第30条の4) 例) 録音・録画に関するデジタル技術の研究開発・検証のための複製等 ●情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用(第47条の9) 例) サーバ内で行われるインターネット上の各種複製
2014.7	知的財産推進計画2014 「著作物の公正な利用と適切な保護を調和させ、クラウドサービスや情報活用のサービスなどの新たな産業の創出や拡大を促進するため、著作権の権利制限規定の見直しや円滑なライセンス体制の構築などの制度の在り方について、文化審議会の議論を加速化させ、今年度の出来る限り早期に結論を得て、必要な措置を講ずる。」
2015.2	文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会クラウドサービス等と著作権に関する報告書 同小委員会で提示された内容を前提とする限り、新たに権利制限規定を設けるに足る明確な立法事実は認められなかった旨を述べるとともに、クラウドサービスの発展のために、円滑なライセンス体制を構築することを提言。
2016.5	知的財産推進計画2016 「デジタル・ネットワーク時代の著作物の利用への対応の必要性に鑑み、新たなイノベーションへの柔軟な対応と日本発の魅力的なコンテンツの継続的創出に資する観点から、柔軟性のある権利制限規定について、次期通常国会への法案提出を視野に、その効果と影響を含め具体的に検討し、必要な措置を講ずる。」
2017.2	文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会中間まとめ

行う必要がある。

このような問題意識の下、WTの下に「著作権法における権利制限規定の柔軟性が及ぼす効果と影響等に関する作業部会」を設け、外部シンクタンクが行った調査研究と連携し、専門的かつ集中的に審議した。

中間まとめでは、その分析結果を踏

まえ、(1)法規範定立時期の移行に伴う効果及び影響、(2)法規範定立の役割の移行に伴う効果及び影響、及び(3)刑法体系及び著作権関係条約との関係の3点について述べた。

(1)では、アンケート調査等の結果を示している。このうち、4種類の権利制限の規定の仕方を示し、それぞれ

について事業展開をしやすくなるか否かを聞いた質問では、フェアユース規定のように考慮要素のみを定めた規定によって事業展開しやすくなると答えた企業の割合は2割弱に留まった。それらの結果から、一般的・包括的な権利制限規定の創設による「公正な利用」の促進効果はそれほど期待できない一方で、「不正な利用」を助長する可能性が高まるという負の影響が予測されるとした。また、裁判制度の違いに加え訴訟忌避意識もあり、日本は米国ほど積極的に訴訟を提起する土壌になく、またそうした状況を政策的に作りだすのも難しく、司法による規範形成の実現可能性が限定的である現状にも留意すべきとした。

また、国産のインターネット検索エンジンが育たなかったのは日本著作権法の権利制限規定が柔軟でなかったためだとの指摘については、調査研究において把握された事実からは、合理性を見出すことはできなかった、と明記

している。

(2)では、公益に関する政策決定や政治的対立のある事項も含め多くを司法府の判断に委ねることとなり、民主的正当性の観点からは必ずしも望ましいとは言い難いとした。

(3)では、一般的・包括的な権利制限規定は刑罰法規に求められる明確性の原則の関係でも疑義が残る、と結論づけた。いわゆるスリーステップテストとの関係では、抽象的、具体的といった規定の形式面より、適用対象の広狭という実質的要素の方が重要な判断材料になり得る点を踏まえることが適当とした。

具体的な制度設計の在り方

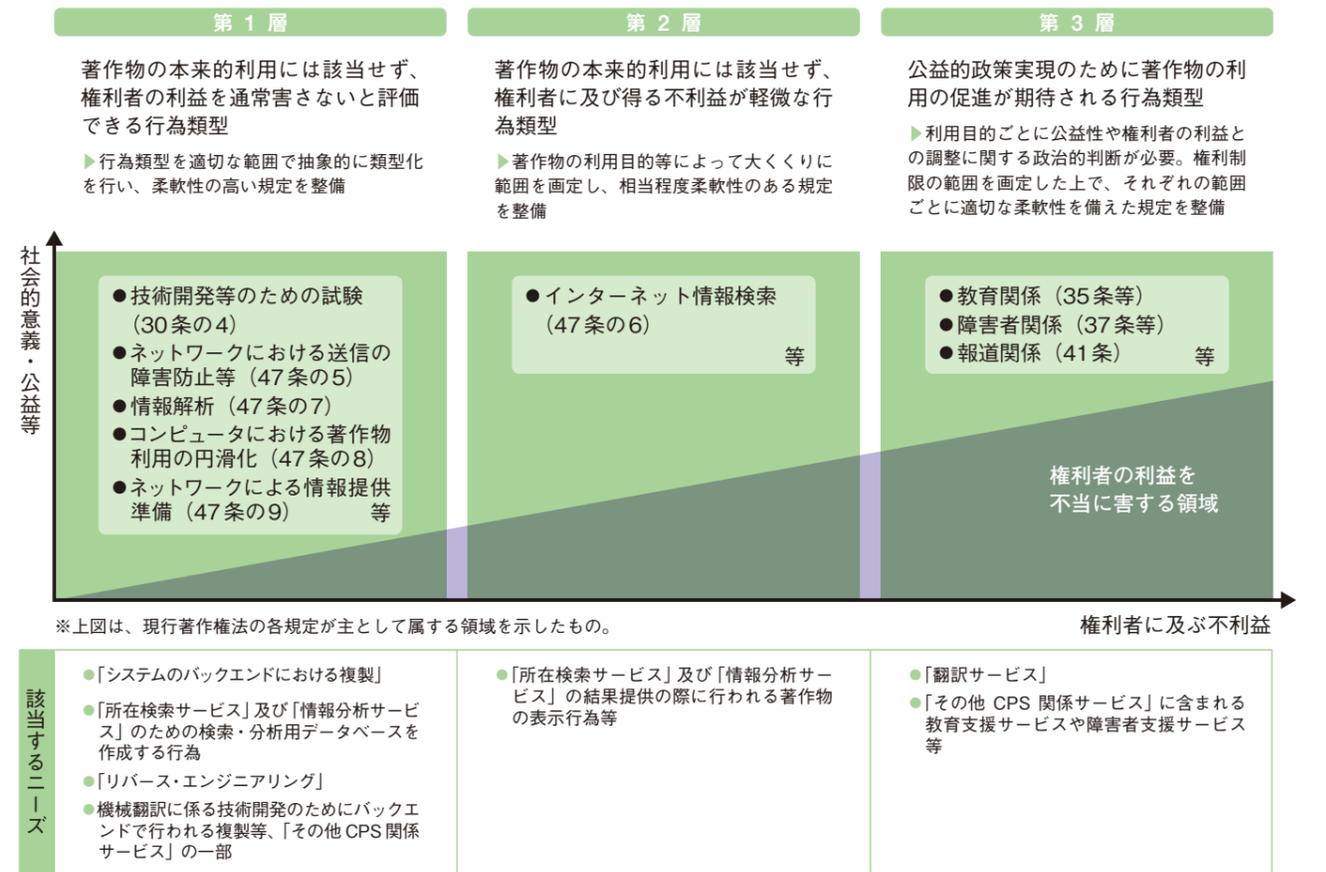
上述の考察を踏まえ、我が国に最も望ましい「柔軟性のある権利制限規定」の整備は、一般的・包括的な規定ではなく、明確性と柔軟性の適切なバランス

を備えた複数の規定の組み合わせによる「多層的」な対応であると結論づけた。具体的には、権利者に及び得る不利益の度合い等に応じた分類について(図2)、それぞれ適切な柔軟性を確保した規定の整備が適当であるとした。なお、「著作物の本来の利用」とは著作物の本来の市場、すなわち著作物をその本来の用途に沿って作品として享受させることを目的として公衆に提供又は提示することに係る市場と競合する利用行為を指す。

第一層：著作物の本来の利用には該当せず、権利者の利益を通常害さないと評価できる行為類型

著作権法は文化の発展への寄与という目的実現手段の一つとして著作者の経済的利益の保護を図っているが、その源泉となる著作物の経済的価値は、最終的な需要者が著作物享受のために支払う対価によって基礎づけられる。そして、著作権法は、その享受に先立

図2 権利者に及び得る不利益の度合いに応じた権利制限規定の3つの層について



芸団協CPRAが提出した意見について

芸団協CPRAは、「柔軟性のある権利制限規定」の整備の在り方について、以下のような意見を提出した。

中間まとめ第1章第3節4.では、「柔軟性のある権利制限規定」の整備の在り方につき、「多層的」な対応を行うことが適当とし、第1層から第3層に該当する行為類型について、それぞれ規定を整備することとしている。これについて、以下のとおり意見を述べる。

(1) 第2層に該当する行為類型について、中間まとめでは、「インターネット情報検索（著作権法第47条の6）」、「所在検索サービス」及び「情報分析サービス」等をあげているが、それ以外の事例は、今のところ全く見当たらない。これを以って、直ちに「権利者に及び得る不利益が軽微である行為類型」と分類し、「相当程度柔軟性のある規定」の整備が必要であると結論付けることには、些か疑問を感じる。

(2) 「本来的利用」に該当しないと分類される利用には、国際条約の定めるスリーステップテストに照らし、権利制限の対象とすべきではないものも含まれ得ることに留意する必要がある。本来は、このような分類をする前の段階で、著作物の「通常の利用を妨げない」という基準を以って、慎重かつ詳細に検討する余地があるのではなかろうか。

(3) 第2層に係る権利制限規定の適用を受けて行われる利用により、著作権上の保護を受ける権利以外の権利が侵害される懸念がある。例えば、希少性のあるアイドル写真や本人が公開を望まない写真などが表示された結果、サムネイルやスニペットといった表示形式であっても、当該実演家の人格的利益や経済的利益が害される恐れがある。

現に、著作権法第47条の6の権利制限に基づき実施されているはずのインターネット画像検索サービスが、実質的にコンテンツ提供サービスと化していることに鑑みても、上述のような侵害を招かないよう十分な配慮が必要である。

ち著作物の流過程で行われる利用行為をコントロールする権利を定めることで、権利者の対価回収の機会を確保しようとしている。

中間まとめでは、以上の考えから、著作物の享受を目的とせず、通常権利者の対価回収機会を損なわない以下の著作物の利用行為は、権利者の利益を通常害さないものと評価できるとした。

【第一層に該当する行為類型】

- ①著作物の表現の知覚を伴わない利用行為 例) 情報通信設備のバックエンドで行われる著作物の蓄積等
- ②著作物の表現の知覚を伴うが、利用目的・態様に照らして当該著作物の表現の享受に向けられたものと評価できない行為 例) 技術開発の試験の用に供するための著作物の利用等
- ③著作物の知覚を伴うが、情報処理や情報通信の円滑化・効率化等のために行われる利用行為であって独立した経済的な重要性を有さないもの 例) 電子計算機における処理の高速化のためのキャッシング、情報通信の負荷軽減のためのミラーリング等

この類型は、可能な限り幅広く権利制限の対象となるよう、抽象的に類型化した上で柔軟性の高い規定を整備することが適当とした。なお、第一層に属する行為類型の相当程度はすでに権利制限の対象となっているが、制度整備にあたっては、現行規定についても必要以上に厳格な要件が付されていないか確認した上で、必要な手当てをすべきとした。

第二層：著作物の本来的利用には該当せず、権利者に及び得る不利益が軽微な行為類型

中間まとめによれば、「本来的市場」を通じて権利者が得る利益こそ、著作権法が権利付与により保護しようとする中核的利益である。したがって、「本来的市場」に影響を与えるような利用行為に比べ、そうでない利用行為を権

利制限の対象とすることの正当化のために要求される社会的利益の性質や内容の水準は、相対的に低くても認容されうるとした。

とはいえ、著作物の享受を伴う以上権利者に不利益が及ぶ可能性は否定できず、程度によっては、権利制限の対象とすることを正当化できない。ただし、「所在検索サービス」及び「情報分析サービス」の結果提供の際の著作物の表示等は、サービスの目的達成のために必要な限度で付随的に行われるもので、主としてサムネイルやスニペットなど著作物の部分利用等に留まり、権利者に及び得る不利益を小さくとどめることができるとした。

中間まとめでは、この類型は権利制限を正当化する社会的意義等の種類や性質に応じ、著作物の利用の目的等によりある程度大きくくり範囲を確定し、権利者の正当な利益への適切な配慮を行った上で、相当程度柔軟性のある規定を整備することが適当である。具体的には、電子計算機による情報処理により社会に新たな知見や情報を創出するサービスについても何らかの形で法律に定めることや、このようなサービスを委任命令により機動的に追加できるようにすること等が考えられるとした。

具体的な制度設計にあたっては、以下の点について留意すべきとした。

- 「所在検索サービス」や「情報分析サービス」の形式を取っていても、実際にはコンテンツ提供サービスと評価すべきものを権利制限の対象とならないようにすること
- 権利者に及び得る不利益が軽微な範囲に留まるよう担保すること。その際、著作物の種類ごとの特性や個別の事情等（露出コントロールのようなビジネス戦略等）により不利益が異なることに配慮すること
- 利用を拒絶する権利者の意思について、サービスの社会的意義や態様、技術的・経済的要素及び著作物の種類、その提供・提示態様などを考慮して適切に配慮すること
- 明文上一律にライセンス市場を優先するような仕組みを設けることは適

当ではなく、個別の事情に応じて権利者の保護すべき利益への配慮がなされるような制度設計が望ましいこと

また、権利制限規定の適用を受けてこれらのサービスを提供する者は、パブリシティ権を含む肖像権やプライバシー権など、著作権以外の権利の適切な保護が求められるとした。

第三層：公益的政策実現のために著作物の利用の促進が期待される行為類型

第三層には「著作物の本来的利用」を伴う利用行為も含まれる。そのため、権利制限規定の整備は、原則として、権利者に及び得る不利益に優先すべき社会的利益の種類毎に、その性質や内容を踏まえた適切な範囲について行うことが求められる。中間まとめは、権利者の利益と社会利益との比較衡量には政策的判断や政治的判断を要するため、立法府において範囲を確定した上で、適切な明確性と柔軟性の度合いを検討することが望ましいとした。

「翻訳サービス」については、対象著作物の範囲を少なくとも公衆に無償で提供又は提示されている著作物に限定することを前提とし、さらに権利者の利益を不当に害さないような適切な範囲を画する方向で検討すべきとした。また「その他CPS関係サービス」に含まれる教育支援サービスや障害者支援サービス等については、具体的に想定されるサービスの目的・態様等が明らかになった段階で権利制限の範囲や柔軟性の程度を判断する必要があり、その際、教育の情報化の推進等に係る法制・基本問題小委員会の検討結果を踏まえて規定の整備等を行うことが適当であるとした。

また、法改正の効果が最大限発揮されるよう、著作権に係る普及啓発や、必要に応じたガイドラインの策定支援など、法の適切な運用を確保するための諸方策を講じていくべきと提言した。

(企画部広報課 榎野睦子)

日本も加盟する著作権関連条約では、国内法に権利制限規定を導入する際、「特別な場合」、「著作物の通常の利用を妨げない」及び「著作物の正当な利益を不当に害さない」とのスリーステップテストを満たす必要があるとしている。そのため、柔軟性のある権利制限規定の導入に当たっても、これに則った慎重な検討が求められる。

また、平成21年著作権法改正で、情報検索サービス事業者が、その事業実施のために必要と認められる限度で、送信可能化された著作物について、記録媒体への記録、翻案及び自動公衆送信（検索結果提供）できることとなった（第47条の6）。「必要と認められる限度」の具体的な基準は定められていないものの、例えば画像や動画の縮小版（サ

ムネイル）を表示すること等はこれに当たると解される。しかしながら、「サムネイル」の名の下に利用者の需要を十分に満たす大きさの画像等が結果表示される例が多く見受けられ、第2層の権利制限規定整備により、さらにその傾向が助長されないか懸念される。

中間まとめでは、「権利制限規定の整備により、パブリシティ権を含む肖像権やプライバシー権など、他の権利侵害が認められると解してはならない」としており、この点についても十分に配慮を求めたい。

ここ数年来、著作権の権利制限規定（フェアユース）をめぐる問題は繰り返し議論されてきた。その背景には、一部の関係者から日本にはフェアユースがないため、利用者や新規ビジネスへ

の「萎縮効果」が生じているとの強い主張があったことが挙げられる。しかし、今回の中間まとめで紹介されたアンケート調査結果等から、フェアユースのような柔軟性が高い権利制限規定により事業展開しやすくなると評価する企業は2割弱に留まり、むしろ適法性の判断が難しくなり利用が萎縮する、訴訟が増え負担になるという消極的な面を挙げる企業が半数近くに上ることがわかった。この結果を受けて中間まとめでは、我が国では、フェアユースのような一般的・包括的な権利制限規定の創設による「公正な利用」の促進効果は期待できないとした。今後は不毛な議論を繰り返さず、立法事実に即した検討が行われることを願いたい。

文化芸術振興基本法の見直しをめぐる動向について

文化の発展への寄与を目的とする著作権法は、文化芸術の振興を図る上で重要な法律の一つである。現在、著作権関連施策をはじめ文化芸術振興施策の総合的な推進等を目的とした文化芸術振興基本法の見直しが進められている。

1. 文化芸術振興基本法とは

文化芸術振興基本法は、超党派による音楽議員連盟が中心となって2001年に成立した。文化芸術の振興について基本理念を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、心豊かな国民生活と活力ある社会の実現に寄与することを目的としている。成立に至るまでには、芸団協も1984年に「芸能文化基本法(仮称)」を提案するなど、芸能文化に係る基本法の必要性を訴え、積極的な役割を果たしてきた。

一般的に「基本法」の特色として、具体的な権利や義務を定めるものではなく、基本理念や基本的施策など理念的な規定で構成され、具体的な施策については個別法などによって実現されることもある^{※1}。文化芸術振興基本法も、文化芸術の振興にあたっての基本理念を定め、政府は文化芸術の振興に関する基本的な方針(基本方針)を策定し、芸術、メディア芸術、伝統芸能及び芸能など文化芸術の各分野の振興、国際文化交流の推進、劇場・音楽堂等の充実などのほか、著作権等の保護及び公正な利用を図るために、国は必要な施策を講ずるといった規定で構成されている。

2. 文化芸術振興基本法の見直しの背景

文化芸術振興基本法の成立から15年以上が経過する中で、様々な社会状況の変化もあった。国として「知財立国」や「観光立国」を掲げた様々な施策が講じられ、コンテンツの海外発信の強化などを目的とした「クールジャパン戦略」も進められている。また、文化の祭典でもある2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定した。さらに、「和食」がユネスコの無形文化遺産に登録され、「食文化」を文化芸術振興基本法に明記して

文化芸術振興基本法の概要^{※2}

前文
第一章 総則(第1条～第6条)
目的(第1条) 心豊かな国民生活と活力ある社会の実現 文化芸術振興の基本理念(第2条) ● 芸術家等の自主性尊重 ● 芸術家等の創造性尊重 ● 国民の鑑賞・参加・創造の環境の整備 ● 我が国及び世界の文化芸術の発展 ● 多様な文化芸術の保護及び発展 ● 地域の特色ある文化芸術の発展 ● 国際的な交流及び貢献の推進 ● 広く国民の意見の反映
国及び地方公共団体の責務(第3・4条) 国民の関心及び理解(第5条) 法制上の措置等(第6条)
第二章 基本方針(第7条)
文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、政府は基本方針を策定(文部科学大臣が案を作成)

欲しいとの要望も現れた。

そこで、文化芸術振興議員連盟(前述の音楽議員連盟が名称変更)では、文化芸術推進フォーラムからの提言なども踏まえて、文化芸術振興基本法の見直しについて検討を進めた。

3. 主な改正事項

文化芸術振興議員連盟は、「文化芸術創造立国」を実現し、関連分野との連携により文化芸術の新たな価値の創出を目指すとして、改正事項を大筋で取りまとめた。

改正事項には、基本理念に、文化芸術の固有の価値と意義を尊重しつつ、文化芸術に関連する観光、まちづくり、教育及び福祉など文化芸術に関連する分野にかかる施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がされなければならないことを盛り込むなど、幅広い分野が盛り込まれることから、法令名を「文化芸術基本法」として、基本法としての性格をより明確にしている。また、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「基本方針」に代わって、「文化芸術推進基本計画」を策定し、関係行

第三章 基本的施策(第8条～第35条)
● 文化芸術の各分野の振興 ● 地域における文化芸術の振興 ● 国際文化交流の推進 ● 人材の養成・確保・顕彰 ● 文化芸術に係る教育研究機関等の整備等 ● 国語・日本語教育の充実 ● 著作権等の保護と利用 ● 国民の鑑賞等の機会の充実 ● 高齢者・障害者及び青少年の文化芸術活動の充実 ● 学校教育における文化芸術活動の充実 ● 劇場、音楽堂等及び美術館、博物館等の文化施設の充実 ● 情報通信技術の活用の推進 ● 地方公共団体・民間の団体等へ情報提供 ● 民間の支援活動の活性化等 ● 芸術家等、文化芸術団体及び学校等の関係機関との連携 ● 政策形成の民意の反映 ● 地方公共団体の施策

政機関相互の連絡調整を図るために「文化芸術推進会議」の設置が盛り込まれている。さらに、文化芸術団体の役割として、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の承継、創造、発展等に積極的な役割を果たすよう努める旨の規定を新たに追加している。

そして、著作権関連分野の施策については、国際交流等の推進に関する施策の例示に「海外の著作権制度の整備等に関する協力」を、著作権等の保護及び公正な利用を図るための施策の例示に「著作物の適正な流通環境の整備」及び「著作権等の侵害に係る対策の推進」を加えている。

今後、今通常国会での成立を目指し議論が進められる。動向を注視するとともに、成立を受けてより具体的な文化芸術に関する施策の在り方について議論が必要だろう。

(著作隣接権総合研究所 君塚陽介)

※1：法制執務用語研究会「基本法ブーム?」[条文の読み方]56頁以下(有斐閣、2012)、角田禮次郎ほか編「法令用語辞典(第9次改訂版)」134頁(学陽書房、2009)など ※2：文化庁「我が国の文化政策[平成28年度]」2頁の図を基に作成。

平成29年度

実演家著作隣接権センター(CPRA)事業計画

実演家著作隣接権センター(CPRA)は、一般社団法人日本音楽事業者協会、一般社団法人日本音楽制作者連盟、一般社団法人演奏家権利処理合同機構MPN及び一般社団法人映像実演権利者合同機構との協力関係に基づき、その業務基盤の整備を行い、実演家の権利擁護及び集中管理に係る専門機関として一層の充実を図るとともに、以下の権利処理及び調査研究広報活動を推進する。

(1)文化庁長官の指定に係る業務(指定団体業務)及びこれに準ずる業務を適正に実施する

- 1) 実演家に係る放送及び有線放送における商業用レコードの二次使用料につき、権利行使の受任、総額の取り決め及び徴収分配を行う。放送・有線放送市場が低調の中、大手放送事業者団体等と使用料交渉を行い、徴収額については現行水準以上の確保に努める。また、今後の徴収業務の在り方について検討を行う。
- 2) 実演家に係る商業用レコードの貸与報酬及び使用料につき、権利行使の受任、総額の取り決め及び徴収分配を行う。縮小が進むCDレンタル市場について調査研究を継続して行うとともに、使用料の在り方について利用者団体と協議を進める。使用料滞納事業者への督促は継続して行い、滞納の増加を防ぐよう努める。
- 3) 実演家に係る私的録音補償金の分配を行う。
- 4) 諸外国の実演家権利集中管理団体との新規のオプション1協定(相互管理)締結に向けた交渉を開始する。また、同協定締結団体との間では、国内で徴収した外国人実演家及び権利者のための使用料や報酬を分配し、海外で発生したCPRA委任者の使用料や報酬の徴収を行い、海外エージェントに対してはその直接クレームへの使用料等の分配を行う。さらに今年度からは、海外団体との共有データベースIPD及びVRDBで提供される非委任者情報や分配保留楽曲情報を積極的に活用し、海外からの徴収額の増加に努める。

(2)実演家の著作隣接権及び報酬請求権の処理に関する業務を適正に実施する

- 1) 商業用レコード実演の放送用録音につき、一任型管理事業として権利行使の受任、利用の許諾及び使用料の徴収分配を行う。
- 2) 放送番組に使用された商業用レコード実演の送信可能化につき、一任型管理事業として、権利行使の受任、利用の許諾及び使用料の徴収分配を行う。なお、オンデマンド配信の徴収については、一般社団法人日本レコード協会を通じて行う。
- 3) 新たな利用態様に対応して管理委託契約約款及び使用料規程の整備を行い、分配業務と連携し集中管理の範囲拡大に向けた更なる研究を進める。
- 4) 一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構(aRma)との協力関係を維持する。

(3)指定団体及び著作権等管理事業者として各種権利処理業務を適正に進めるために委任者の管理を的確に行う

- 1) 権利者団体及び関係諸団体との協力関係に基づき、新規の委任取得及び委任者の管理体制の整備を行う。
- 2) 業務管理システムの改修及び機能の充実を更に進め、関連諸団体とのデータ連携、情報の共有を強化する。また、平成30年度以降の使用ブラウザの選定作業を行う。

(4)実演家の権利拡大と集中管理に向けた調査研究を展開する

- 1) 今後拡大が予想されるインターネットを利用した音楽配信に対応するため、公衆への伝達権等について引続き調査研究を行う。具体的にはクラウドロッカーサービスの集中管理、ウェブキャスト等の放送類似サービスの集中管理やサブスクリプションサービスからの対価還元等の在り方等に重点を置き、配信専用音源と商業用レコードの関係、並びにレコード演奏権・伝達権の確立といった継続的な課題にも取り組む。
- 2) 現在機能不全に陥っている私的録音録画補償金制度について、抜本的見直しを含めて新たな補償制度等の構築に引続き取り組む。国際的な動向や過去の経緯を踏まえた調査研究を進めつつ、関連団体との連携を強化し、実演家への利益還元を目指して、制度の在り方等を検討する。
- 3) 政府及び与党での「柔軟性のある権利制限規定」の検討に対応しつつ、保護期間延長をはじめとした改正著作権法の早期施行を求める。これらの動向に機動的に対応するとともに、関連諸制度について調査研究を行う。
- 4) クール・ジャパン戦略をはじめとして、現在ASEAN等のアジア地域が注目されている。文化庁、WIPO、現地政府、団体等と連携した普及啓発活動に関連して、アジア地域の実演家の権利拡大を目指し、引続き調査研究を行う。
- 5) 芸団協CPRAではこれまで、肖像パブリシティ権擁護監視機構の協力の下、実演家の肖像パブリシティ権の普及啓発活動及び不正使用者に対する停止活動等を行ってきた。同機構への支援を継続するとともに、実演家の権利等への理解を深め、クリエイターを尊重する気風を醸成することを目的に、子供及び保護者を対象とした体験型の普及啓発活動を継続して実施する。

(5)権利拡大に係る運動、関係団体との協力、諸国会合への参加等を積極的に行う

- 1) 調査研究と広報活動を密接に連携させつつ、

実演家の権利拡大に係る運動を展開する。関連して、私的録音録画補償金問題や保護期間延長に取り組んでいる文化芸術推進フォーラム(芸団協、JASRAC、MPA及び日本レコード協会等16団体によって構成)やCulture Firstへの参加協力を継続し、文化芸術振興議員連盟との連携を強化する。また、引き続き権利者団体との連携を強化して、著作権及び著作隣接権を巡る諸問題の解決を目指す。

- 2) 文化庁、総務省等をはじめとした政府、民間の諸会議に参加し情報収集等に努めるとともに、放送コンテンツ海外展開促進機構(BEAJ)等による、コンテンツ流通に関する様々な取り組みに参加協力する。
- 3) 前年度に引き続き、WIPOの条約会議、著作権等常設委員会(SCCR)等に参加するとともに、FIA、FIMへの寄附を継続して連携を維持しつつ、実演家等の国際機関が主催する会合、地域セミナー等への参加協力を行う。また、著作権法学会、ALAI及びALAI JAPAN(ALAI日本支部)等の学際的な場を通じて、理論的な側面から実演家の権利等について調査研究及び情報収集を行うとともに、国内外のネットワークの維持・強化に努める。
- 4) 著作権情報センターの会員として、同センターや政府等が実施する普及啓発や調査研究に係る事業への参加協力を継続する。文化庁やWIPOがアジア地域に向けて実施する著作権・著作隣接権制度の普及活動に協力し、国内外の関係機関によるセミナーなどへの参加及び研修員等の受入れを積極的に行う。

(6)実演の価値や実演家の権利、芸団協CPRAの活動等に対する理解を促進する広報活動を展開する

- 1) 機関誌「CPRA news」を定期的に発行し、権利者、利用者、実務家、研究者及び政府関係者等に向けて、実演家の権利や芸団協CPRAの活動、徴収・分配の実態、実演家の権利をめぐる諸問題について理解を促進するための広報活動を行う。
- 2) 広く一般に訴求できるホームページ等インターネットを活用して、芸団協CPRAの認知度を高め、その活動への理解を促進するための広報活動を実施する。
- 3) 実演家の権利等について普及啓発を行うため、関係団体と連携した広報活動を実施する。そのほか、必要に応じて実演家の権利や芸団協CPRAの活動等について、様々な方法により広報活動を行う。

以上

徴収・分配業務

主な放送事業者に対する平成28年度商業用レコード二次使用料等の徴収状況
(※平成29年3月17日時点)

●日本放送協会 (NHK)

テレビ・ラジオ放送について、契約に基づき請求を行った。徴収額は、前年度の受信料収入が好調であったため、増加となった。

●日本民間放送連盟 (民放連) 会員社

地上テレビ・ラジオ放送について、昨年12月に協定を締結し、使用料率や録音等許諾範囲について、前回同様の取決めをした。徴収額は、ほぼ横ばいとなった。

無料BS放送について、民放連との協定に基づき、会員各社に対して請求を行った。徴収額は、前年度の放送事業収入が好調であったため、全体的に増加傾向にある。

「使用料規程」を一部変更

地上放送及び有線放送と同時のストリーミング送信について、各サービスに対応する料金表

を使用料規程に追加した。著作権等管理事業法に基づき、サービスを実施している事業者に意見聴取を行った上で変更し、3月10日に文化庁に届け出た。4月10日より実施する。使用料規程および新旧対照表は、CPRAウェブサイトで公開している。

平成28年度の国内権利者分配を実施

音楽関連として、商業用レコード二次使用料、貸レコード使用料、録音権使用料、送信可能化権使用料及び私的録音補償金管理協会 (sarah) から受領した私的録音補償金につき、総額約71億5千万円を分配した。また、新規に委任を受け付けた権利者に対して、商業用レコード二次使用料、貸レコード使用料、私的録音補償金の遡及分として、総額で約4億円を分配した。映像関連として、私的録音補償金管理協会 (SARVH) 解散に伴い受領した清算金および海外から受領した私的録音補償金約400万円を分配した。

知財推進計画2017に向けて意見書提出

2月13日、芸団協CPRAは、「知的財産推進計画2017」の策定に向け、知的財産戦略本部に意見書を提出した。「クリエイターへの適切な対価還元」、「円滑なライセンス体制の構築」、「レコード演奏・伝達権 (仮称) の創設」及び「著作物の保護期間延長等の早期実現」を求めている。全文はCPRAウェブサイトで開催している。

クリエイターへの対価還元についての審議経過とまとめ

クリエイターへの適切な対価還元の在り方について検討を行っている、著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会の審議の経過等がまとめられ、3月13日の文化審議会著作権分科会に報告された。

報告では、私的複製の現状に鑑みれば、権利者には補償が必要な程度の不利益が生じていると評価し、私的録音録画補償金制度が機能していない以上、著作権法第30条第1項の権利制限規定を維持するためには、権利者への補償制度の導入が必要であるとした。

今後は、今期小委員会における「補償すべき範囲」についての議論を踏まえ、社会的理解の得られる補償制度の構築に努める必要があるとしており、特に私的録音については、対価還元的手段について具体的な議論を行う必要性が明記された。

松武秀樹運営委員が

文化庁メディア芸術祭功労賞を受賞

松武秀樹芸団協CPRA運営委員が、平成29年度文化庁メディア芸術祭功労賞を受賞した。シンセサイザー・プログラマーの第一人者として展開してきた活動や、YMO等数々のアーティストの作品への参加、チャリティや後継育成の功績が評価された。功労賞は、メディア芸術表現の発展に貢献した人物に贈られ、アニメや漫画の関係者が多く受賞してきた。実演家の受賞は初めて。松武委員は、芸団協CPRAにおいては、法制広報委員会編集部会座長を務めている。



CULTURE FIRST

はじめに文化ありき

CPRAは、関係団体とともに、
文化を大切にする社会の実現を求め
活動しています。

<http://www.culturefirst.jp/>

小野伸一

芸団協CPRA権利者団体会議委員、
一般社団法人映像実演権利者合同機構 (PRE) 代表理事

浴室で音楽を聴くのが好きだ。CDジャケットを持ち込んでジャズやクラシックを聴く。最近のお気に入りには歌謡曲で、都はるみや島倉千代子、クールファイブなどを聴いている。特に都はるみの「大阪しぐれ」は何度も聴くうちに歌詞を全部覚えてしまった。「一つや二つじゃないの、古傷は」と唸っていると、正月に転んで骨折した小指がピリリと痛い。

最近の歌はほとんど知らない。音楽関係の人には申し訳ないが、メロディラインが難しく、横文字の歌詞が多いので往生する。

音楽はもっぱらレコード店でCDを購入することにしている。ネットでも購入することができるが、私はCD派だ。レコード協会の新年会で日本は他国に比べてパッケージが占める割合が多いと聞いた。やはり手元に物があるほうが安心するのかもしれない。

そういえば「ハイレゾ」というCDを超える高音質の音楽が聴ける機器があるそう。詳しい説明を聞いたがよくわからなかった。ただ臨場感のある音楽を聴けるということは理解した。手軽に高音質の音楽を聴けるというのはありがたい。そういう機器がありながら、また最近レコードが流行っているという。レコード針が溝を「プチプチ」と進む。何とも懐かしい雰囲気。昔の記憶をたどるようだ。それに触発されてか、6ミリのオープンリールのデッキもブームになっているという。昔聴いた「ビートルズ」や小遣いをためて買った加山雄三の歌をレコードやテープデッキで聴いてみたい。技術の発達のおかげで、いろいろな素晴らしい再生機器が出てきた。それでも少し昔のレコードへの郷愁は何よりも代えがたいと思う。やはりいくら機器が変わろうが素晴らしい音楽は変わることはない。

CPRA NEWS VOL.84 通巻84号 2017年4月1日発行

発行 / 実演家著作隣接権センター 編集 / 芸団協CPRA法制広報委員会 デザイン / 株式会社ネオプラン

公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会
実演家著作隣接権センター (CPRA)

〒163-1466 東京都新宿区西新宿 3-20-2 東京オペラシティタワー 11F

TEL. 03-5353-6600 (代表) FAX. 03-5353-6614

<http://www.cpra.jp>

